

平成18年3月16日に公開・コメントの募集が行われた、実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について、下記のとおり意見を提出します。

記

平成16年厚生年金保険法改正によって、厚生年金基金を設立している企業が基金の代行部分について最低責任準備金を超えて負担を行うことがなくなり、企業の代行部分に対する責任が根本的に変化した。

このことから、早急に退職給付会計基準における代行部分の取扱いを見直すべきであり、本公開草案に対し強く反対する。

なお、代行部分の取扱いを見直しする場合、代行部分については退職給付会計基準の対象外とするか、退職給付会計基準の対象とするのであれば、債務を最低責任準備金とする見直しを要望する。

東日本紙器厚生年金基金
